

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和4年11月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200362号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200092号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月頃から同年10月1日まで

私は、平成18年7月頃から、A社に勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。同社の給与振込があった預金通帳を見ると、試用期間中も厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しにより、平成18年8月25日及び同年9月25日にA社から振込があったことは確認できる。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の資格取得年月日は、平成18年10月1日となっており、オンライン記録により確認できる厚生年金保険の資格取得年月日と一致している。

また、オンライン記録において、A社は、既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同社の事業主及び取締役等に照会を行ったものの、回答を得られないことから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録を有する19人に照会を行い、4人から回答を得られたものの、請求者の入社時期を知る者はいないことから、請求者の請求期間における勤務実態について確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有していない旨回答しており、請求者の預金通帳における振込額のみでは、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。